

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
A2	1111 訪問型独自サービス1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A2	2111 訪問型独自サービス11日割		1176 単位 日割の場合 ÷ 30.4 日	39	1日につき		
A2	1211 訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき		
A2	2211 訪問型独自サービス12日割	2349 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日	77	1日につき		
A2	1321 訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき		
A2	2321 訪問型独自サービス13日割	3727 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日	123	1日につき		
A2	2411 訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	1回につき		
A2	2511 訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	179	179		
A2	2621 訪問型独自サービス23		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	220	220		
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(二)所要時間45分以上の場合	163	163		
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	2349 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	3727 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき	
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2	
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2		
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2		
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算			
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算()	100 単位加算	100		
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算		(2)生活機能向上連携加算()	200 単位加算	200		
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき	
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算()	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき	
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算		(2)介護職員等処遇改善加算()	所定単位数の 224/1000 加算			
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算		(3)介護職員等処遇改善加算()	所定単位数の 182/1000 加算			
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算		(4)介護職員等処遇改善加算()	所定単位数の 145/1000 加算			
A2	6381 訪問型独自サービス処遇改善加算 1		(5)介護職員等処遇改善加算()	(一)介護職員等処遇改善加算()1(1)	所定単位数の 221/1000 加算		
A2	6382 訪問型独自サービス処遇改善加算 2			(二)介護職員等処遇改善加算()1(2)	所定単位数の 208/1000 加算		
A2	6383 訪問型独自サービス処遇改善加算 3			(三)介護職員等処遇改善加算()1(3)	所定単位数の 200/1000 加算		
A2	6384 訪問型独自サービス処遇改善加算 4			(四)介護職員等処遇改善加算()1(4)	所定単位数の 187/1000 加算		
A2	6385 訪問型独自サービス処遇改善加算 5			(五)介護職員等処遇改善加算()1(5)	所定単位数の 184/1000 加算		
A2	6386 訪問型独自サービス処遇改善加算 6			(六)介護職員等処遇改善加算()1(6)	所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6387 訪問型独自サービス処遇改善加算 7			(七)介護職員等処遇改善加算()1(7)	所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6388 訪問型独自サービス処遇改善加算 8			(八)介護職員等処遇改善加算()1(8)	所定単位数の 158/1000 加算		
A2	6389 訪問型独自サービス処遇改善加算 9			(九)介護職員等処遇改善加算()1(9)	所定単位数の 142/1000 加算		
A2	6390 訪問型独自サービス処遇改善加算 10			(十)介護職員等処遇改善加算()1(10)	所定単位数の 139/1000 加算		
A2	6391 訪問型独自サービス処遇改善加算 11			(十一)介護職員等処遇改善加算()1(11)	所定単位数の 121/1000 加算		
A2	6392 訪問型独自サービス処遇改善加算 12			(十二)介護職員等処遇改善加算()1(12)	所定単位数の 118/1000 加算		
A2	6393 訪問型独自サービス処遇改善加算 13			(十三)介護職員等処遇改善加算()1(13)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6394 訪問型独自サービス処遇改善加算 14			(十四)介護職員等処遇改善加算()1(14)	所定単位数の 76/1000 加算		
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算()	所定単位数の 63/1000 加算			
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算		(2)介護職員等特定処遇改善加算()	所定単位数の 42/1000 加算			
A2	6281 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算			

合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

市町村が2パターン目の単位数を設定する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位			
A2	1121 訪問型独自サービス / 211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1176 単位	1,176	1月につき		
A2	2121 訪問型独自サービス / 211日割		日割の場合	÷ 30.4 日	39 単位	1日につき		
A2	1221 訪問型独自サービス / 212		(2)1週に2回程度の場合	2349 単位	2,349	1月につき		
A2	2221 訪問型独自サービス / 212日割		日割の場合	÷ 30.4 日	77 単位	1日につき		
A2	1331 訪問型独自サービス / 213		(3)1週に2回を超える程度の場合	3727 単位	3,727	1月につき		
A2	2331 訪問型独自サービス / 213日割		日割の場合	÷ 30.4 日	123 単位	1日につき		
A2	2421 訪問型独自サービス / 221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位	287	1回につき		
A2	2521 訪問型独自サービス / 222		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	179		
A2	2631 訪問型独自サービス / 223		(二)所要時間45分以上の場合	220 単位	220			
A2	1421 訪問型独自短時間サービス / 2		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163 単位	163			
A2	C221 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C230 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 211日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C222 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 212			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき	
A2	C223 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 212日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C224 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 213			(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C225 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 213日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C226 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき	
A2	C227 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 222			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2	
A2	C228 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 223			(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2		
A2	C229 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間 / 2			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2		
A2	4011 訪問型独自サービス初回加算 / 2	八 初回加算		200 単位加算	200	1月につき		
A2	4013 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 / 2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算()	100 単位加算	100			
A2	4012 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 / 2		(2)生活機能向上連携加算()	200 単位加算	200			
A2	6112 訪問型独自口腔連携強化加算 / 2	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき		

合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

市町村が3パターン目の単位数を設定する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位			
A2	1131 訪問型独自サービス / 311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1176 単位	1,176	1月につき		
A2	2131 訪問型独自サービス / 311日割		日割の場合	÷ 30.4 日	39 単位	1日につき		
A2	1231 訪問型独自サービス / 312		(2)1週に2回程度の場合	2349 単位	2,349	1月につき		
A2	2231 訪問型独自サービス / 312日割		日割の場合	÷ 30.4 日	77 単位	1日につき		
A2	1341 訪問型独自サービス / 313		(3)1週に2回を超える程度の場合	3727 単位	3,727	1月につき		
A2	2341 訪問型独自サービス / 313日割		日割の場合	÷ 30.4 日	123 単位	1日につき		
A2	2431 訪問型独自サービス / 321	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位	287	1回につき		
A2	2531 訪問型独自サービス / 322		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	179		
A2	2641 訪問型独自サービス / 323		(二)所要時間45分以上の場合	220 単位	220			
A2	1431 訪問型独自短時間サービス / 3		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163 単位	163			
A2	C231 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 311	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C240 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 311日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C232 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 312			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき	
A2	C233 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 312日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C234 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 313			(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C235 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 313日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C236 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 321		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき	
A2	C237 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 322			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2	
A2	C238 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 323			(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2		
A2	C239 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間 / 3			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2		
A2	4021 訪問型独自サービス初回加算 / 3	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき		
A2	4023 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 / 3	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算()	100 単位加算	100			
A2	4022 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 / 3		(2)生活機能向上連携加算()	200 単位加算	200			
A2	6122 訪問型独自口腔連携強化加算 / 3	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき		

合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

市町村が4パターン目の単位数を設定する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位			
A2	1141 訪問型独自サービス / 411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1176 単位	1,176	1月につき		
A2	2141 訪問型独自サービス / 411日割		日割の場合	÷ 30.4 日	39 単位	1日につき		
A2	1241 訪問型独自サービス / 412		(2)1週に2回程度の場合	2349 単位	2,349	1月につき		
A2	2241 訪問型独自サービス / 412日割		日割の場合	÷ 30.4 日	77 単位	1日につき		
A2	1351 訪問型独自サービス / 413		(3)1週に2回を超える程度の場合	3727 単位	3,727	1月につき		
A2	2351 訪問型独自サービス / 413日割		日割の場合	÷ 30.4 日	123 単位	1日につき		
A2	2441 訪問型独自サービス / 421	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位	287	1回につき		
A2	2541 訪問型独自サービス / 422		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位		179	
A2	2651 訪問型独自サービス / 423		(二)所要時間45分以上の場合	220 単位	220			
A2	1441 訪問型独自短時間サービス / 4		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163 単位	163			
A2	C241 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 411	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C250 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 411日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C242 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 412			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき	
A2	C243 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 412日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C244 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 413			(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C245 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 413日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C246 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 421		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき	
A2	C247 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 422			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算		-2
A2	C248 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 423			(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2		
A2	C249 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間 / 4			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2		
A2	4031 訪問型独自サービス初回加算 / 4	八 初回加算		200 単位加算	200	1月につき		
A2	4033 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 / 4	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算()	100 単位加算	100			
A2	4032 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 / 4		(2)生活機能向上連携加算()	200 単位加算	200			
A2	6132 訪問型独自口腔連携強化加算 / 4	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき		

合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

市町村が5パターン目の単位数を設定する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
A2	1151 訪問型独自サービス / 511	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1176 単位	1,176	1月につき		
A2	2151 訪問型独自サービス / 511日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	39 単位	39	1日につき	
A2	1251 訪問型独自サービス / 512		(2) 1週に2回程度の場合	2349 単位	2,349	1月につき		
A2	2251 訪問型独自サービス / 512日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	77 単位	77	1日につき	
A2	1361 訪問型独自サービス / 513		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3727 単位	3,727	1月につき		
A2	2361 訪問型独自サービス / 513日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	123 単位	123	1日につき	
A2	2451 訪問型独自サービス / 521	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位	287	1回につき		
A2	2551 訪問型独自サービス / 522			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	179	
A2	2661 訪問型独自サービス / 523				(二) 所要時間45分以上の場合	220 単位	220	
A2	1451 訪問型独自短時間サービス / 5			(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163 単位	163		
A2	C251 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 511	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C260 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 511日割				日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C252 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 512			(2) 1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき	
A2	C253 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 512日割				日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C254 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 513			(3) 1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C255 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 513日割				日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C256 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 521		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき	
A2	C257 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 522				(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2
A2	C258 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 523					(二) 所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2
A2	C259 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間 / 5				(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2	
A2	4041 訪問型独自サービス初回加算 / 5	八初回加算	200 単位加算	200	1月につき			
A2	4043 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 / 5	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算()	100 単位加算	100			
A2	4042 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 / 5			(2) 生活機能向上連携加算()	200 単位加算	200		
A2	6142 訪問型独自口腔連携強化加算 / 5	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき		

合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。